

学校における 人権教育の日常的な 推進に向けて

人権教育の指導方法等の在り方について

【第三次とりまとめ】を教育活動に、教職員研修に有効活用しよう！



1 【第三次とりまとめ】完成までの経緯

国連は、「人権教育のための国連10年」(95年～04年)を継承し、さらに人権教育の推進を図るため、2005年より「人権教育のための世界計画」を実施に移し、現在第1フェーズから第2フェーズが進行中です。

わが国においても、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月)を受けて、「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月)が策定されました。この「基本計画」には、以下の2点について言及されています。

- 学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。
- 人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進する。

文部科学省は、この「基本計画」に沿って、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置し、平成16年に「人権教育の指導方法等の在り方について【第一次とりまとめ】」を、次いで平成18年に【第二次とりまとめ】を、そして平成20年3月に【第三次とりまとめ】を完成させました。



「人権教育の指導方法等の在り方について」

- 【第一次とりまとめ】(平成16年6月) 人権教育に関する基本的事項について解説
- 【第二次とりまとめ】(平成18年1月) 指導方法の工夫、改善のための理論的指針を提供
- 【第三次とりまとめ】(平成20年3月) 理論内容の理解を図り、具体的な実践事例等の資料を収集、掲載

【第三次とりまとめ】

「指導等の在り方編」と「実践編」の2編で構成され、人権教育推進の方策と具体的な実践事例を多数掲載！

2 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

人権教育とは

人権教育とは、「**人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動**」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（第2条）」である。

知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、その意欲や態度を実際の行為に結びつける**実践力**や**行動力**を育成し、発展させることを目指す総合的な教育を意味する。

学校における人権教育の目標

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、**【自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること】**ができるようになり、それが様々な場面や状況下での**具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくり**に向けた行動につながるようにすること。

学校における人権教育の取組の視点

- ①他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような**想像力、共感的に理解する力**
- ②考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うための**コミュニケーションの能力**やそのための技能
- ③自分の要求を一方向的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との**人間関係を調整する能力**及び**自他の要求を共に満たせる解決方法**を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

人権教育の成立基盤としての教育・学習環境

人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、その場における**人間関係や全体としての雰囲気**などが、重要な基盤をなす。教育・学習の場自体において、**人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境**であることが求められる。

参 考 隠れたカリキュラム

「**隠れたカリキュラム**」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「**隠れたカリキュラム**」を構成するのは、**それらの場の在り方**であり、**雰囲気**といったものである。

人権教育を通じて育てたい資質・能力

自分の人権を守り、 他者の人権を守るための実践行動

自分の人権を守り、他者の人権を 守ろうとする意識・意欲・態度

(以下の「人権に関する知的理解」と「人権感覚」とが統合するとき生じる)

人権に関する知的理解

(以下の知識的側面の能動的学習で深化される)

知識的側面

- ・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解
- ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
- ・自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識 等

関連

人権感覚

(以下の価値的・態度的側面、技能的側面の学習で高められる)

価値的・態度的側面

- ・人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を関知する感覚
- ・自己についての肯定的態度
- ・自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
- ・多様性に対する開かれた態度
- ・人権侵害を受けようとしている人々を支援しようとする意欲や態度 等

技能的側面

- ・互いの相違を認め、受容できるための諸技能
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力や感受性
- ・能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- ・対立の問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能 等

関連

全ての関係者の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級 (人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)

①知識的側面

人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で、**具体的に役立つ知識**でなければならない。

②価値的・態度的側面

人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための**実践行動**に結びつけるための**価値や態度の育成に関するもの**。こうした価値や態度が**人権感覚**を目覚めさせ、高めさせることにつながる。

③技能的側面

コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能、偏見や差別を見きわめる技能、相違を認めて受容する諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能などが含まれ、こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にする。

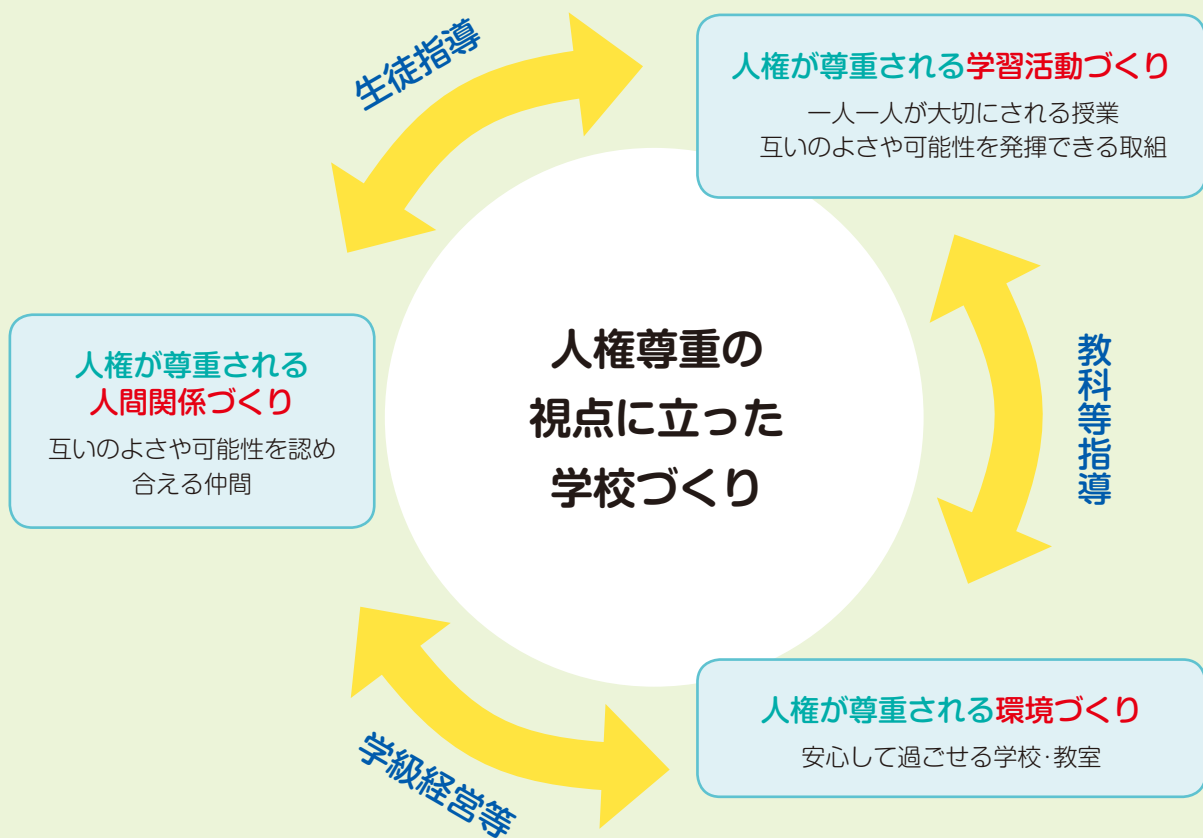
3 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実

人権尊重の精神に立つ学校づくり

学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていく。

教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切である。

こうした基盤の上に、児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していく。



人権尊重の視点に立った学級経営等

人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならない。

児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるが、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。

人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上

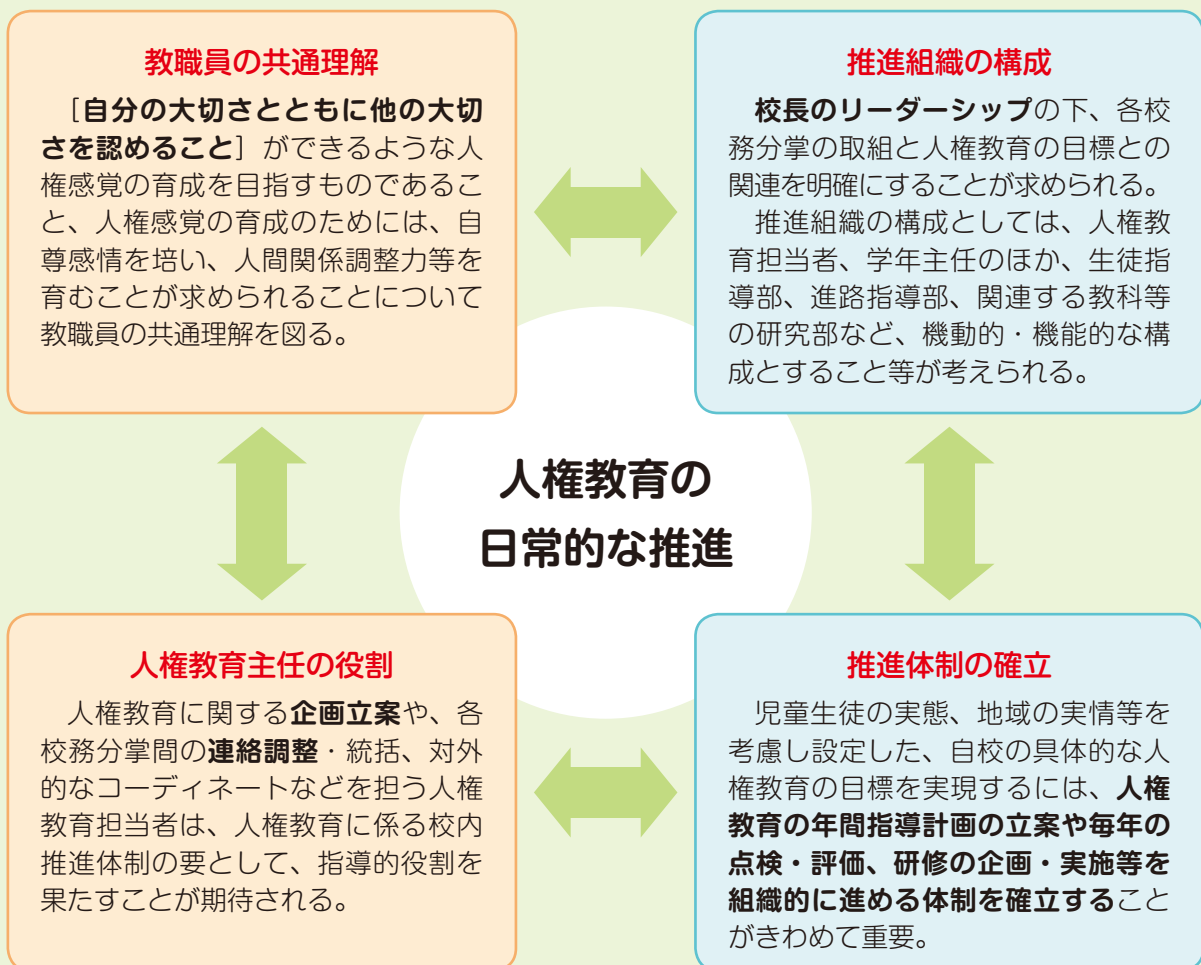
全ての児童生徒に**基礎的な知識・技能及びそれらを活用して問題を解決する力等**を確実に身に付けさせ、**自ら学び自ら考える力**などの「**確かな学力**」を育むため、まずは学校・学級の中で、**一人一人の存在や思いが大切にされる**という環境が成立していなければならない。

参 考 効果のある学校

今日、「**効果のある学校**」に関する研究が国内外で進められている。これらの研究では、「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、**学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追求されている**点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っている。

一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力を獲得するためには、学校・学級の中で、**現実**に一人一人の存在や思いが大切にされるという状況が成立していなければならないからである。

学校としての組織的な取組とその点検・評価



4 人権教育の指導内容と指導方法

効果的な学習教材の選定・開発

参 考

効果的な教材の例

①地域の教材化

地域におけるフィールドワークなどとの関連を図りながら、地域の歴史や産業などを取り上げて教材化する。

②外部講師の講話やふれあいの教材化

福祉作業所や高齢者施設などにおいて人権課題と直接関わって働く人、また、高齢者や障害のある人の講話は、児童生徒に自分の生き方を振り返らせ、人権課題と真摯に向かい合わせる契機となる。

③生命の大切さに関する教材

自殺、いじめなどの問題と関連することも含め、生命の大切さについての指導を行うに当っては、発達段階を踏まえつつ、生きることを肯定するような建設的な内容の教材を選定したい。

④保護者や地域関係者と共に作る教材

児童生徒と関わる人との協働による教材の開発は、学校における人権教育への理解を深めるとともに、共に児童生徒を育てるという人権教育の基盤づくりにもつながる。

⑤視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用

人権劇や映画、ビデオ、読み物資料は視聴覚教材として再編集することにより、児童生徒の関心を高め、学習効果を向上させることが可能となる。

⑥小説、詩、歌などの作品の教材化

児童生徒が自らの体験を十分に追体験できるものであることが望ましい。教材化する作品については、児童生徒の実態を踏まえ、取り上げようとしている人権課題のねらいを明確にして活用したい。

⑦同世代の児童生徒の作品の教材化

人権作文・人権標語・人権ポスター等、同世代の児童生徒たちが取り組んだ作品は、身近な学習教材となる。興味や関心を高めるために効果的であり、十分に児童生徒の心に迫るものとなる。

⑧歴史的事象の教材化

児童生徒の発達段階を踏まえ、歴史上、人権課題に直面した人物の生き方にふれさせ、人権侵害について考えさせる教材を選定することは重要である。

⑨教材を通してよりよい出会いをつくるための教材

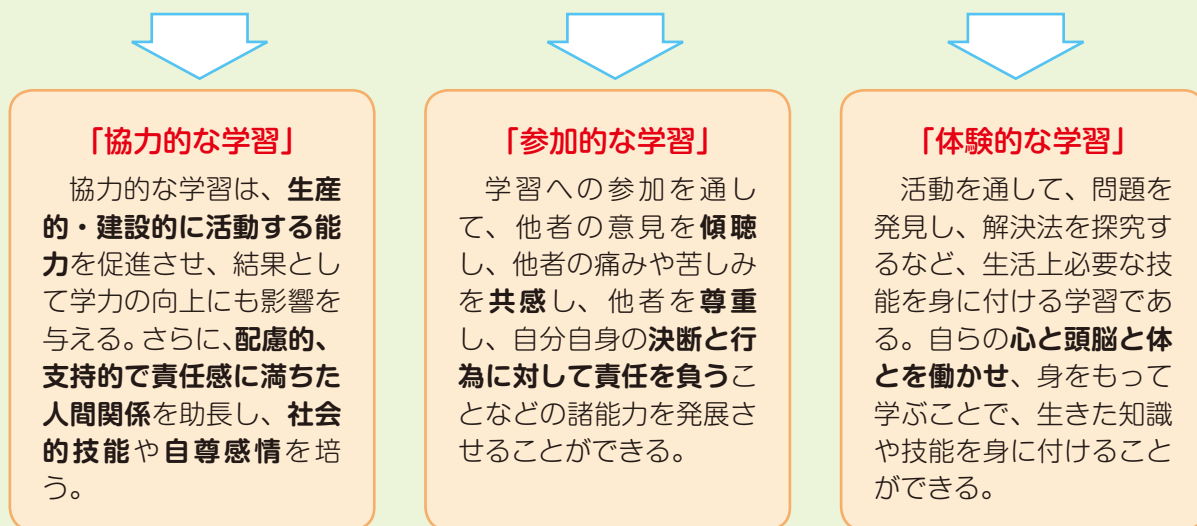
出会いづくりに必要な技能を学ぶ学習には、エンカウンターのような、人間関係づくりのための手法やプログラムの活用も念頭に置き、必要な教材の選定・開発を行う。

⑩情報交換できるシステムの活用

ホームページやメールの活用などにより、情報の共有化を図り、相互交流や情報交換を通じて、学校に対する様々なメッセージ等の収集が可能となる。

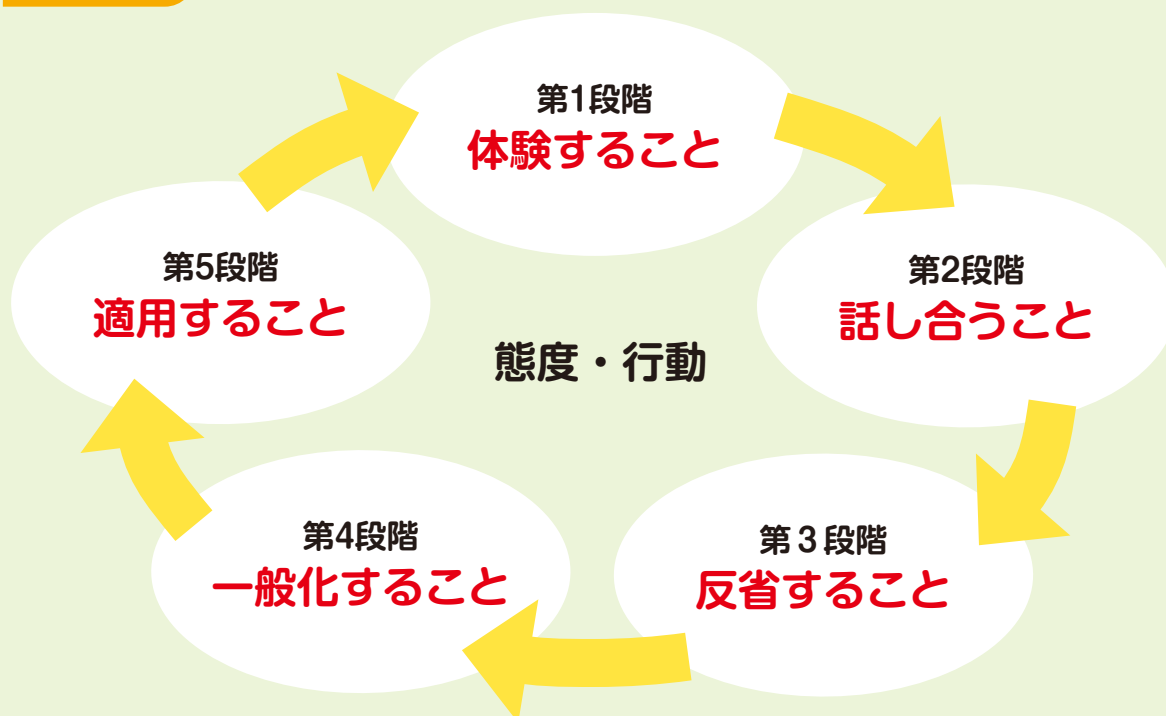
人権教育における指導方法の原理

「自分の人権を大切にし、他の人の人権も同じように大切にする」といった価値・態度や、コミュニケーション技能、批判的な思考技能などの技能は、ことばで教えるものではなく、児童生徒が自らの経験を通してはじめて学習できる。児童生徒が自ら主体的に他の児童生徒たちと学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付く。



「体験すること」はそれ自体が目的なのではなく、いくつかの段階からなる学習サイクルの中に位置付くもの。個々の自己体験等から、他の学習者との協同作業としての「話し合い」「反省」「現実生活と関連させた思考」の段階を経てそれぞれの「自己の行動や態度への適用」へと進んでいくべきものである。

参考 「体験的な学習」サイクル



5 学校における研修等の取組

年間教職員研修プログラムの作成

- ① 研修プログラムの作成に当たっては、**教育委員会が示す指針や指導の重点などを踏まえるとともに、児童生徒の実態や取組の進捗状況を的確に把握することが重要。**
- ② **年度末には、実施状況について、適宜、点検・評価を行うとともに、さらなる改善・充実のための方策を明らかにし、次年度の計画につなげていくことが大切。**

研修内容

ア 児童生徒の理解等に関すること

人権教育の指導の出発点として、**児童生徒の理解**が重要となる。日常の教育活動等についての実態調査や、人権に関する児童生徒の意識調査の結果について、教職員が情報を共有し、討議・分析を行う機会を設けるなどの取組も有効。

イ 指導に関すること

学習教材の理解、授業研究等による効果的な教授方法の開発、事前・事後学習の実施、保護者等への説明と協力関係の構築、効果の検証など、多面的な取組が求められる。校内の研究部会、学年会、職員会議等において必要な研究・研修の機会が設けられることが重要。

ウ 家庭・地域との相互理解に関すること

学校は保護者に対し、学校・学年だよりによる身近な人権問題や教育上の諸問題についての**情報提供**をはじめ、人権学習に係る授業の公開、参観後の評価アンケートの実施、人権をテーマとした講演会の開催、参加体験型のワークショップの実施など、**家庭に向けた啓発活動の工夫**を図ることが大切。

研修方法

- ① 全体研修……………学校全体の共通理解を図る際に有効。
- ② グループ別課題研修……………学年、分掌、教科などの少人数のグループを編成することで、組織内の横や縦の連携を図る際に有効。
- ③ 個別課題研修……………教職員一人一人が、学級や教科などで課題を設定することにより、個々の実態に応じた取組を図る際に有効。

これらの研修を組み合わせ、**効果的な研修プログラム**を作成していく必要がある。**座学による研修方法**だけでなく、**参加体験型的手法（討論会、ロールプレイング、フィールドワーク等）**などを取り入れる工夫も望まれる。

6 「実践編」の内容紹介

「実践編」の構成について

「実践編」は、「指導等の在り方編」の中では収録できなかった、改善・充実のための具体的なポイント等に関する参考情報を掲載するほか、応用可能性に富むと思われる43の取組事例を新たに収集し、「在り方編」第Ⅱ章「学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実」に対応する形で提示されている。

「指導等の在り方編」の理解を助ける 43 の実践事例等

I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等【事例 1～9】

- 人権が尊重される授業づくりの視点例
- 人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくりのための環境整備の取組例
- 全体計画及び年間指導計画の作成例
- 学校としての取組の点検・評価の取組例
- 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携の取組例 など

II 人権教育の指導内容と指導方法【事例 10～30】

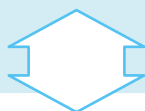
- 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- 効果的な学習教材の選定・開発の例
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- 「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫例

III 教育委員会及び学校における研修等の取組【事例 31～43】

- 各学校の成果に関する情報発信の取組例
- 効果的な研修プログラムの例

「実践編」別冊～個別的な人権課題に対する取組～

「実践編」別冊の「個別的な人権課題に対する取組」には、女性、子ども、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、その他（拉致被害者等、性的指向を理由とする偏見・差別、ホームレスの人権、性同一性障害者の人権、人身取引）の人権課題が取り上げられている。それぞれの取組に当たっての基本的な考え方・観点、関係法規等が一覧表に整理されている。



学校教育においては、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて、効果的に学習を進めていく。

各教科等の学習において個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていく。

7 今すぐ活用!～ 厳選!「実践編」7つの<参考>から～

「実践編」3p<参考①>

人権が尊重される授業づくりの視点例

視 点	ねらい	ポイント・留意点
自己存在感を工夫する。 支援を工夫する。 自己存在感を持たせる	「授業に参加している」という実感を持たせる。	①学習内容に応じた座席や発問・応答のパターンの工夫を行う。 ②既習事項を把握し、様々な視点から解決できる課題を設定する。 ③学習意欲に応じてヒントカード等を活用する。 ④結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める。
	「自分が必要とされている」という実感を持たせる。	①意図的な指名等、一人一人が活躍する場や課題を工夫する。 ②自由な発想や方法が認められ自己選択できる場を工夫する。 ③発言を最後まで聴き誤答を大切にしている習慣を身に付けさせる。 ④協力できる場を工夫し、互いの考えや方法のよさに気付かせる。
	教師自身が一人一人を大切にしている姿勢を示す。	①一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。 ②発言しない児童生徒に配慮するとともに、適切な支援を行う。 ③承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた課題や方法を示す。
共感的関係を育成する。 支援を工夫する。	「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。	①互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。 ②一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。 ③教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしない。
	「共に学び合う仲間」と実感できる雰囲気をつくる。	①他者の発言や作品のよさに気付き、学ぼうとする態度を育てる。 ②自分の考えと異なる意見や感情を理解する技能を育てる。 ③他者の気持ちを考えて自分の言動を選択する態度を育てる。 ④互いの役割や責任を認め合う態度を育てる。
自己選択・決定の場を工夫し設定する。	学習課題や計画を選択する機会を提供する。	①複数の学習課題から取り組める課題を選択する機会を設定する。 ②発達段階に応じて、学習計画を立てるための支援を行う。
	学習内容、学習教材を選択する機会を提供する。	①実態を踏まえ多様な教材を準備し、選択の幅を与える。 ②習熟度や興味・関心に応じて、教材を選択できる場を設定する。
	学習方法を選択する機会を提供する。	①実態や学習内容に応じた学習方法を提示し、選択の幅を与える。 ②課題解決のための情報や資料を準備し活用法について助言する。 ③ワークシートやノート整理の方法、ファイルの仕方を助言する。
	表現方法を選択する機会を提供する。	①実態を踏まえ多様な表現方法を提示し、選択の幅を与える。 ②考えをまとめるための多様な学習ノートを準備する。 ③相手や内容に応じた表現が多様な表現スキルを提示する。
	学習形態や場を選択する機会を提供する。	①実態や内容に応じた学習形態を多様に提示し、選択の幅を与える。 ②課題や方法に基づいて内容や場所を選択する機会を設定する。
	振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供する。	①実態や内容に応じた学習成果のまとめ方を多様に提示する。 ②自他の解決方法や学習の仕方、まとめ方を振り返り、交流する時間を設定し、他者の成果に学ぶとともに、今後の学習課題や方法について選択・決定できる場を工夫する。

「実践編」 5 p <参考②>

人権が尊重される環境整備の取組

●人権尊重の視点に立った教室環境づくりの視点と取組例













取 組	内 容
<p>①人間関係を深め、安心して生活・学習ができる場づくり</p>	<p>①前面に「学級目標（目指す子ども像）」を掲示する。</p> <p>②「学級の歴史コーナー」を設置する。</p> <p>③「今月の誕生日」「私の好きな言葉」等のコーナーを設ける。</p> <p>④「学級の係活動」のコーナーを設ける。</p> <p>⑤「聞き方・話し方のスキル」などのポスターを示す。</p> <p>⑥学習内容の要点を示す掲示物を貼り出す。</p> <p>⑦いつでも活用できるように、辞書や事典類を常備しておく。</p> <p>⑧学習の成果物（作品等）を掲示し、児童生徒自身の評価、教師の評語を添える。</p>
<p>②課題意識を高める場づくり</p>	<p>①児童生徒に話題を提供したり問題意識を喚起したりする情報を意図的に掲示する</p> <p>②児童生徒が関心を持った時事的・社会的な情報を掲示する。</p>
<p>③発見の喜びを味わえる場づくり</p>	<p>①喜びや感動、疑問や怒りを知らせるコーナーを設置し、帰りの会等で発表させる。</p> <p>②飼育・栽培活動を通じ、発見したり、疑問を持ったりしたことを記録・発表させる。</p>
<p>④創造する喜びを味わえる場づくり</p>	<p>①共用の作業台や、筆記具・文房具を常備して、自発的・創造的な協働作業を促す。</p> <p>②詩や絵などを自由に発表することのできるコーナーを設置する。</p>

「実践編」10 p <参考③>
年間指導計画充実のための留意点

其の1	児童生徒の発達段階を踏まえ、6年間・3年間で育てたい資質・能力を見据えた系統的な計画とする。
其の2	全体計画に示されている各教科等の指導の目標・ねらいを受け、「人権教育とのかかわり」から洗い出す観点（例：「確かな学力」、「基本的な生活習慣」、「自尊感情」、「自己表現力」、「コミュニケーション能力」など）を明らかにする。
其の3	<p>[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること] ができる児童生徒の育成のため、関連のある教育活動との結びつきを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他者の立場になって、その人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力 ○考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、的確に理解することができるような、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能 ○自分の要求を一方向的に主張するのではなく、建設的な手法により他者との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見出し実現させる能力やそのための技能
其の4	各教科では、学習内容や指導方法等から人権教育の目標と結びつく教育活動を見出す。具体的な人権課題に関する学習内容（個別的な視点からの取組）を含む単元、また、「個人の尊重」「生命尊重」などに関する学習内容（普遍的な視点からの取組）を含む単元を設定する。
其の5	道徳の時間については、主体的に道徳的実践力を身に付けていくことができるよう、その内容項目として、「生命尊重」「公正・公平」等人間尊重の精神とかわりの深い内容を設定する。
其の6	特別活動では、望ましい集団活動を通して、よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。そのため、学級活動では、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成に重点を置く。
其の7	総合的な学習の時間では、そのねらいを踏まえ、横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題地域や学校の特色に応じた課題などについて、人権教育との関連から学習活動を設定する。
其の8	年度ごとに、指導計画の評価・見直しを行う。

「実践編」12 p <参考④>

人権教育の推進体制に関するチェックポイント

- 
【Check ①】
 学校教育目標に、人権教育の推進に関する事項が示されている。
- 
【Check ②】
 校長等管理職が人権教育の推進に指導力を発揮している。
- 
【Check ③】
 人権教育の推進のための校内組織を整え、人権教育の目標を具体化するための計画的な運営を行っている。
- 
【Check ④】
 人権教育の全体計画及び年間指導計画が作成されている。
- 
【Check ⑤】
 すべての教職員が、人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直し・作成に参加する体制がとられている。
- 
【Check ⑥】
 人権教育の推進に関し、学校と家庭・地域、関係諸機関との連携・協議の場を設けている。
- 
【Check ⑦】
 人権課題に対する理解を深めるための教職員研修が計画的に実施されている。
- 
【Check ⑧】
 人権教育に関する理解と指導方法の改善のための教職員研修を行っている。
- 
【Check ⑨】
 教職員の間で実践の交流・評価が行われている。
- 
【Check ⑩】
 学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりに関する評価項目を設定し、実践の評価が次年度の取り組みに生かされている。
- 
【Check ⑪】
 人権教育の取組の評価に当たり、保護者や学校評議員等、学校外の人々の意見・評価を反映している。
- 
【Check ⑫】
 教育の中立性が保たれている。

「実践編」45 p <参考⑤>

児童生徒の自主性を尊重した指導展開のポイント

事前準備	Point 1 主体的な学習を支える基盤を整備する	条件のなかには、教室をきれいに保つことや学校図書館を充実させることなどの他、児童生徒の基本的な人間関係づくりの力を育み、 豊かな集団 を形成することが含まれる。
	Point 2 支援体制の可能性と範囲を共通理解する	他の機関や団体とも 連携 しつつ、まず学校として様々な課題に教職員が足並みをそろえて、いかに積極的に取り組むのかが問われる。
導入・課題設定	Point 3 児童生徒の実態を踏まえ、取り組み易く解決可能な課題を設定する	日常生活の延長線上に学習を位置付け、身近な課題設定をする。具体的な課題解決を通して、自尊心を高め、より合理的なものの見方を培い、 共に考え・生きることの自覚 を深める。
	Point 4 意欲を高める導入のための学習活動を選択する	児童生徒が学習に強い関心を寄せ、学習の道筋をある程度イメージできるように工夫を凝らす必要がある。ゲーム的な活動、 擬似体験的な活動 、あるいはフィールドワーク的な活動などを適宜選択する。
展開・話し合い活動・調べ学習・探究活動	Point 5 自主的な話し合い活動や小集団による活動を展開する	学習活動全体の大テーマに応じて、グループで小テーマが浮かび上がることを期待する。一方的な指導に偏ることのないように工夫し、 一人一人の声が、反映されていると実感される ように配慮する。
	Point 6 人物や情報との印象的な出会いを提供する	児童生徒の話し合いや自主活動によって、問題意識が拡散している場合は、 人物、事象、統計的データ等の提示 により児童生徒を新たな問題に出会わせることが有効である。
	Point 7 考察を深めるための話し合いを実施する	探求活動を具体的に計画させる。「図書館などで情報を探索する」「新しく人と出会う」「フィールドワークを行う」「インタビューを重ねる」「質問紙調査等により幅広い意見を収集する」等が考えられる。
	Point 8 多様なものの見方や考え方を受容する	結論を急がず、失敗を生かし、結果よりも過程を尊重する指導を心がけることが大切である。児童生徒一人一人が、 自由にかつ安心して意見交換 が行えるように配慮したい。
	Point 9 自主的探求活動の展開を図り、児童生徒の活躍の場を保障する	探求活動で大切なのは、一人一人の活躍の場を保障すること。児童生徒の主体性や自主性は、学習の過程においてその 当事者としての自覚 を持つことから可能となる。
まとめ・発表	Point10 まとめの時間や作品発表の機会を設定する	学んだことを発信する活動を大切にしたい。学んだことが本当に社会的に役に立つのか、実際に活用できるのかを確かめる活動が位置付く。 問題の当事者等を対象に発表を行う ことが有益である。

「実践編」51 p <参考⑥>

体験的な活動を取り入れた指導のポイント

Point 1

人権教育の目的に照らすこと

高齢者や障害のある人との交流活動や奉仕活動、地域清掃など、様々な形態を、各教科等との関連を踏まえ、**人権教育の目的を明確に意識して計画・実施する。**

Point 2

事前・事後の指導を工夫すること

効果的にねらいに迫るものとなるように工夫する。交流活動や奉仕活動において、児童生徒が**何をどのように体験するか**訪問先の機関と事前に協議しておくこと。

Point 3

児童生徒が主体的にかかわれる

児童生徒が主体的に参加する指導計画の工夫が必要。**目的意識を持って考えさせる場**を保障し、活動の種類や内容を事前に学習、自ら選択するような場面を設定。

Point 4

自分の考えを深められること

話し合いや発表の場を数多く設定し**体験的な活動の成果が自覚できる**ようにする。個々の発言を尊重し、一人一人の心に寄り添う指導を継続させる。

Point 5

実態を踏まえること

学校が地域で果たしてきた役割、また、**家庭や地域社会から期待されている役割を事前に把握した上で、**体験的な活動を実施することが重要。

Point 6

学ぶ機会を充実させること

学校だけでなく、**保護者や地域住民が、体験的な活動の指導的な役割を担っていくことが、**活動の成果を高め社会参画を目指す行動力を育てることにもつながる。

Point 7

道徳の時間の指導を生かすこと

道徳のねらいは道徳性と**道徳的実践力の向上**で人権教育の内容と密接に繋がるものが多数含まれる。人権課題への動機付けを図ることは体験的な活動を主体的なものとしていくためにも必須である。

「実践編」81 p <参考⑦>

授業等で配慮したいポイント例（人権尊重の視点から）

人権教育においては、その教育内容や方法の在り方とともに、**教育・学習の場そのものの在り方**がきわめて大きな意味をもつ。

日々の授業や学級経営の中で、**児童生徒に対する適切な配慮**を行い、一人一人が大切にされる学習環境づくりに努める。

以下のような視点から、日々の授業等の在り方を繰り返し検証し、**学習環境の改善**に努めていく必要がある。

方 策

場面	内 容	留意点
児童生徒の呼名	子どもによって異なる呼び方が不公平感等を与えていないか。 （「○○さん」、「○○ちゃん」、「○！」等）	子ども一人一人に対するイメージやとらえ方が、呼称の違いに表れることがある。 一人一人に 不公平感等を感じさせない配慮 が必要である。
座席替えやグループ決め	くじびき、名簿順等で決めたり、児童生徒どうして決めさせてたりしていないか。	座席やグループを決める際には、 児童生徒の個々の事情（視力・聴力等の身体的な事情、心理面の状況を反映する友人関係等）に十分に配慮 する必要がある。 変更を行う場合にもその判断を行うのは教員である。
教室での指名	日付順、席順、名簿順、物理的条件等によって指名していないか。	常に児童生徒の応答を予想し指名を行う。 求める内容に応じて、指名の方法を選択 し、意図的・計画的に発言を求めていく。
机間（個別）指導	机間指導の仕方に偏りがないか。	児童生徒の求めに応じて机間指導を行うと指導の在り方に不均衡が生じてくる場合がある。 個別指導の記録をとり、 意図的・計画的な机間指導 が行えるようにする。
児童生徒の言動等に対する改善点の指摘	特定の児童生徒への改善点の指摘を、他の児童生徒に求めているか。 （「今の発言が）聞こえましたか？」等）	児童生徒への否定的な評価及び改善点の指摘をクラス内で行っていると、当該児童生徒に対する負の評価観を、固定化してしまうことにもつながっていく。 このような評価・指摘は、 原則として教師自身が、自らの責任で行う。
時間配分・進行管理等の判断	教員自らの判断を曖昧にしているか。 （「時間が来たので終わりにしましょう」、「時間が来たたら知らせてください」等）	学習活動に関する時間の配分や活動の開始・終了の周知は、教員が自らの判断で行う。 個人面談等、一定の時間配分でものこを進める場合においても、その進行については、他者に委ねるのではなく、教員自身で管理を行う。

大分県教育委員会ホームページも、ぜひご覧ください。

<ホームページアドレス> (<http://kyouiku.oita-ed.jp/jinken/index.html>)

<連絡先> 大分県教育庁人権・同和教育課（〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号）

TEL 097-506-5554 FAX 097-506-1799